社会福祉法人榛桐会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行う ため、次のように行動計画を策定する。

- 1. 計画期間 令和3年 4月 1日~令和8年 3月31日までの 5年間
- 2. 内容

目標1: 計画期間内に、男性職員の育児休業取得率を13%以上にする

<対策>

- ●令和3年4月~ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、主に管理職を対象とした研修を検討・実施する
- ●令和3年4月~ 対象職員を把握した場合は制度の周知を図る
- ●令和3年4月~ 個別に社会保険労務士へ相談できる体制を整える

目標2:移転後事業所内に病児・病後児室を設置する。

<対策>

- ●令和3年4月~ 移転準備室発足
- ●令和3年4月~ 移転準備室及び療育部会にて、病児・病後児室設置に向けて施設内設備備品や運営方法等を検討する
- ●令和4年4月~ 病児・病後児室の設置